

(注) <自転車賠償責任プラン><被害事故補償>

補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

2.保険金をお支払いできない主な場合

<区民交通傷害>

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等による事故
 - ⑥ 被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - ⑦ 競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
 - ⑧ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置
 - ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など
- (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
- (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<自転車賠償責任プラン>

- ① 故意による賠償責任
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った賠償責任
 - ③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)などによる賠償責任
 - ④ 職務遂行に直接起因する賠償責任
 - ⑤ 同居の親族に対する賠償責任
 - ⑥ 心神喪失に起因する賠償責任
 - ⑦ 他人から借りたり、預かったりした物についての賠償責任 など
- ※ 法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などはお支払いの対象とはなりません。

<被害事故補償プラン>

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ③ 被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ④ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者がその被害事故を教唆(さ)、幫(ほう)助または容認する行為。
- ⑥ 被保険者または保険金を受け取るべき者が過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ⑦ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等内の親族
 - (4) 被保険者の同居の親族 など

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
運行中	車両が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
車両	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、人もしくは動物の力または他の車両により牽(けん)引される車、身体障がい者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。)、およびトロッポバス。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪車以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。 ② 汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよびガイドウェイバス(専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。)。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 ③ 航空機。ただし、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。 ④ 船舶。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師 ^(※) が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※) 医師とは、医師法に定める医師で具体的には病院、医院、診療所等のお医者さまです。
搭乗	車両の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗することをいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

WEBでお手続きの場合は、「加入申込書」は「申込手続画面」、「記載」「記入」は「入力」と読み替えてください。

1.クーリングオフ

この保険は港区を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。加入申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、他の保険契約等^(※)の加入状況です。
(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。